

SUMMER FESTIVAL

2017

サマーフェスティバル

全日本綱引フェスティバル



「屋台村」 出店概要

中央区商店街連合会
一般社団法人 中央区観光協会
公益社団法人 日本綱引連盟



ごあいさつ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、公益社団法人日本綱引連盟・中央区商店街連合会・一般社団法人中央区観光協会の合同イベントである「サマーフェスティバル2017」(全日本綱引フェスティバル)を、今年は8月20日(日曜日)に東京の中央区立総合スポーツセンター(浜町公園内)にて開催する運びとなりました。

本イベントは、今年で7回目を迎え「東日本大震災と熊本地震の復興支援・地域の活性化・青少年健全育成」の目的のもと開催します。

綱引は、全国より全日本クラスの競技者チームが集結。さらに、初心者でも安心して参加できる「一般の部」やお子様に参加できる「ジュニア小学生の部」が行われ、大会関係者だけで毎年約1,000名を超える方々が集まります。

また、屋外では恒例の屋台村を設置し、区内商店街連合会や観光協会の会員店舗、復興支援団体のほか、各都道府県のアンテナショップ等が出店し、全体で約4,500名のお客様が来場される予定です。

つきましては、この大会を盛り上げて頂ける、「出店事業者」並びに「スポンサー」を募集させていただきます。この機会に是非、商品のPRや販売にご利用いただければ幸いです。

本事業を盛上げるためにも、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

謹白





事業内容

開催日 : 2017年8月20日(日曜日)

会場 : 中央区立総合スポーツセンター

東京都中央区日本橋浜町2-59-1 区立浜町公園内

目的 : 『東日本大震災・熊本地震復興支援』・『地域の活性化』・『青少年健全育成』を目的に開催

《屋台村部門》 8:30~16:30

公園内には約25張のテントと休憩スペースを配置。区内商店街の名店・観光協会会員店舗・被災地復興団体(店舗)・各都道府県アンテナショップなど、バラエティー豊かな店舗が集結します。

《綱引部門》 9:00~16:00(終了時間はエントリー数により変動します。)

エントリーは、「選手権の部」・「一般の部」・「ジュニア(小学生)の部」に分け開催。

全部門キャッチ級(体重無制限)とし、初心者でも楽しめるよう設定。広く綱引の普及を図ります。また、お相撲さんやミス中央による「エキシビジョンマッチ」も行い大会を盛り上げます。

《2016来場者実績》

綱引エントリーチーム : 23チーム

屋台村出店店舗 : 18店舗

来場者数 : 約5,500名





屋台村出店要綱

《出店対象》

同フェスティバルの目的から、東日本大震災・熊本地震復興支援に関係する団体や企業、復興支援にご協力いただける一般店舗、並びに中央区観光協会会員や中央区商店街連合会の加盟商店会、及び 各都道府県のアンテナショップを受付いたします。

《出店条件》

1. 主催者の趣旨に賛同し、事務局の諸注意事項を遵守できる団体や企業。
2. 反社会的団体並びにそれらの構成員及び関係者ではないこと。また、これらと関係取引を行っていない団体や企業。
3. 食品を取り扱う場合、食品衛生法及びそれに関連する法令を遵守できる団体や企業。
また、万が一、食中毒やその他の事故が発生した場合、屋台村事務局に速やかに報告し、協議のうえ、自らの責任と費用で対応できる団体や企業。
4. 主催者が願する復興支援「募金箱」設置が行える団体や企業。



《出店料》

1テント 37,800円(税込)

※一般出店の企業・団体のみ出店料対象。

※出店決定後、JTBコーポレートセールスまで振込にてお支払いください。

※中央区の観光協会会員や区商連加盟商店会、復興支援団体、アンテナショップには 無償でご用意いたします。

《出店基本仕様》

テントサイズ : 1.5間×2間(2,680mm×3,550mm)

照明・電源 : なし

備 品 : ・折りたたみの長机(W1800mm×幅600mm)×2本 ※長机にはクロスが付きます。
・パイプ椅子×1脚 ・表示サイン(幅900mm×高さ200mm)×1枚

《追加備品》

- | | |
|-------------|-------------------------------------------------------------|
| 1.電源(コンセント) | 基本仕様には電源一式は含まれておりません。
電源が必要な場合は1テントにつき12,960円が別途必要となります。 |
| 2.追加長机/クロス | 長机1本1,620円(税込)/長机クロス540円(税込) |
| 3.追加椅子 | パイプ椅子1脚540円(税込) |
| 4.氷の注文 | 開催日当日、氷をご希望の方は事前に注文可能です。一貫648円(税込) |
| 5.ゴミ関連 | ゴミ処理を希望される場合は、お問い合わせください。 |



屋台村出店要綱

《主催者担当作業》

1. テントの設営・撤去
2. テント付属備品(長机・パイプ椅子・表示サイン)の用意
※その他の設備・備品は出店者側でご用意ください。
3. 当日雨天(荒天)の場合の実施の可否決定
※当日雨天等の場合には、実施の可否を6:00に屋台村事務局で決定します。
※屋台村事務局 当日携帯 070-6512-6525



《出店者の基本的な作業》

- 以下の作業は、出店者の責任と管理において行ってください。
1. 販売・展示品の搬入出・設置
 2. 販売及び展示
 3. テント内における販売店展示品・PRの表示(内容や装飾については、各テントの出店者側にお任せいたします)。テントの外にはみ出さないよう設置ください。
 4. ゴミ削減に努めること
 5. 後片付け



《スケジュール》

6月5日(月)	出店者申込開始
7月4日(火)	出店者申込締切
7月7日(金)	出店者の決定
7月25日(火)	出店者説明会
8月20日(日)	イベント当日

8月20日(日)当日のスケジュール(予定)	
6:30~8:00	受付・搬入 ※搬入時間は店舗毎に異なります。 ※前日からの搬入はできません。
8:30~	販売開始 ※準備出来次第販売可
9:00~	フェスティバル開始 ※選手受付開始9:00 ※開会式9:30 ※午前の部 競技10:00~12:00
16:30	※午後の部 競技13:00~14:30 ※表彰式 15:00頃 フェスティバル終了
16:30~	搬出 ※搬出時間はお客様の様子を見ながら事務局が判断します。





屋台村出店要綱

《搬入出における注意点》

- 1.搬入時間前に到着した出店者は、安全面の確保から車両にて公園内に入れません。係員の指示に従ってください。
 - 2.車両での搬入は各指定の時間で行います。時間内に作業を終えて車を速やかに移動して下さい。時間外の会場乗り入れはできません。
 - 3.屋台村会場は公園です。安全に留意してください。
 - 4.会場内路面を傷つけないでください。(破損された場合、弁償対象)
破損の恐れがある場合、使用スペースには養生対策を各自施すようお願いします。
 - 5.「搬入出証」の無い車は、公園内に入れません。
 - 6.公園内の車両の通行は、時速8キロ以下の徐行を徹底してください。
 - 7.大型車で搬入される場合は、事前にご相談ください。
- ※本フェスティバルは、公園を借用して開催しますので、上記のルールについて、貴団体・企業の関係者へ周知を徹底するよう重ねてお願いいたします。

《駐車場》

- ・搬入出時以外の屋台村会場内での車両の通行・駐車はできません。
- ・近隣の駐車場をご利用ください。(出店者説明会時に近隣の駐車場マップを配布します)
『浜町公園地下駐車場』 〒1003-0007 中央区日本橋浜町2-59-4 浜町運動場地下
料金:30分200円 電話:03-3662-9110 (入出庫時間7:00~22:00※夜間留置き可)
※スポーツセンター駐車場は台数が少なく、センター利用者優先となります。
屋台村出展企業様はご利用にならないよう、ご協力の程、お願いいたします。

《販売価格》

物品の販売価格については特に定めません。お客様サービスのため、フェスティバル用の特別価格を推奨いたします。

なお、このフェスティバルにおいて、東日本大震災・熊本地震復興支援に関わる「募金箱」の設置をお願いしております。各テントに1つご用意しますので、ご協力の程お願いいたします。





屋台村出店要綱

《出店者向け事前説明会》

出店申込をされた方々へ出店者説明会を行います。保健所からの注意事項もご説明いただきますので、出席をお願いいたします。(ご都合の悪い方、また、遠方の場合にはご相談ください。)

1	日時	7月25日(火) 出店説明会15:00~16:00 ※出店料のお支払いの方は14:30にお越しください。
2	場所	中央区観光協会 会議室 (3階) 東京都中央区銀座1-25-3京橋プラザ3階 (東京メトロ有楽町線 新富町駅 徒歩5分) (都営浅草線 宝町駅 徒歩4分) (東京メトロ日比谷線 八丁堀駅 徒歩13分)
3	出席申込	7月20日(木)までに当日の出席者と連絡先を事務局までご連絡下さい。
4	持参するもの	出店料(事前に振込されている場合は不要)
5	当日お渡しするもの	車両搬入出証、近隣駐車場地図

《ごみ分別について》

各店のゴミは各出店者が、責任を持ってお持ち帰り下さい。
会場内に設置された来場者用のゴミ箱には絶対に入れないでください。

《取扱食品関連》

出店者の取扱食品は東京都福祉保健局・保健所より限定されております。
詳細は、東京都福祉保健局サイト「行事における臨時営業等の取扱要綱」第8臨時出店者に関する規定／「地域健康法(昭和22年法律第101号)第6条」を必ず熟読して順守してください。

★東京都福祉保健局HP／臨時営業のパンフレット「行事で臨時営業を始める皆さんへ」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/kyoka/files/gyouzi.pdf>

《保健所の規定の遵守》

保健所への届出を前提に安全衛生面における強化を図っていきます。つきましては、保健所の届出が不受理、あるいは下記のサイトの通達を守れない出店者は出店できませんので、ご理解下さい。

1.「行事における臨時営業等の取扱要綱」第8 臨時出店者に関する規定
／「地域健康法(昭和22年法律第101号)第6条」

2.東京都福祉保健局サイト<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>

／臨時営業・臨時出店等

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/kyoka/kyoka_5.html



屋台村出店要綱

《簡易型ガスコンロの使用禁止》

簡易型ガスコンロ(カセットコンロ)は、他の催し会場で爆発などの火災事故が多発していますので、当フェスティバルで使用を禁止します。万が一、カセットコンロの持込を発見した場合は、直ちに器具の使用を中止していただきます。指示に従って頂けない場合は、出店を取りやめていただくこともあります。

《保健所・消防署の巡回》

当日は、保健所や消防署の立寄り検査が入ります。指摘が入る場合がありますので、係員の指示に従ってください。従って頂けなかった場合は、出店を取りやめていただくこともあります。

《出店料支払について》

出店の可否をこちらから連絡させて頂きます。出店料の請求書は後日送付させて頂きますので、お支払い期限までにお振り込み下さいますようお願いいたします。

また、支払いは出店者説明会当日でも構いません。

※申込され、支払われた出店料や追加備品関連は、いかなる場合も返金いたしません。

《注意事項》

来場者、他出店者、及び事務局に迷惑をかける行為(押しかけ販売、強引な客引き、名譽及び信用を失墜する行為等含む)をされた場合、出店を取りやめていただくこともあります。





屋台村出店要綱

《 申込方法 》

出店申込書等の①～③の書類を提出。

①「出店申込書」・②「様式1」・③「取扱品目一覧」

※Eメール、又はFAXで申込み下さい。

《 申込期間 》

2017年6月5日(月)～7月4日(火)

《 出店者の決定 》

出店希望多数の場合は、抽選となります。

決定は2017年7月7日(金)頃を予定しております。

《 申込み・お問合せ先 》



【屋台村事務局】（委託先）

(株)JTBコーポレートセールス

東京中央支店

電話：03-6737-9283 FAX：03-6737-9286

E-Mail：m_ito464@bwt.jtb.jp

担当：伊東

【中央区商店街連合会・

一般社団法人中央区観光協会】

〒104-0061中央区銀座1-25-3 京橋プラザ3階

電話：03-6228-7907 FAX：03-6228-7908

E-Mail：info@chuo-kanko.or.jp

担当：岡野・三浦・品田

